

学生に対する経済的支援の現状と課題（説明資料）

I：学生・保護者の教育費負担の現状

- 教育費負担の軽減について
（教育費に係る国民の大きな負担感、教育の私費負担割合の各国比較、大学生のいる世帯の教育費） 1
- 平成16年度学生生活調査の概要 2

II：学生に対する経済的支援策

- 高等教育段階における教育費負担軽減に資する施策 1 2
- 奨学金事業の概要 1 3
- 大学院学生に対する主な経済的支援 1 4
（参考）博士課程在籍者への経済的支援の財源別内訳 1 5
- 国立大学法人の授業料等の仕組み 1 6
- 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」の概要 1 7
- 国立大学と私立大学の授業料等と各種指標推移 1 8

III：高等教育段階の教育費負担軽減に関する提言、報告（平成18年度）

..... 1 9

IV：学生に対する経済的支援に係る課題とその対応

..... 2 2

I：学生・保護者の教育費負担の現状

高等教育段階の教育費負担について

1 高等教育費にかかる国民の大きな負担感（アンケート調査結果より）

(例)

◆「子育てのつらさの内容」

第1位 「子どもの将来の教育にお金がかかること」(39.2%)

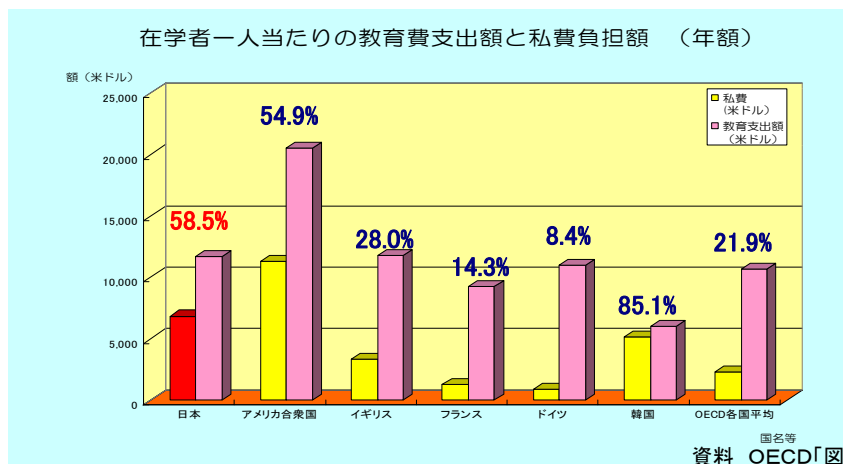
(内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成17年2月))

◆「少子化に歯止めをかけるのに必要な政策」

第1位 「子育て世帯に対する経済的支援を充実する」(70.1%)

(「小泉内閣メールマガジン」少子化アンケート(平成17年7月))

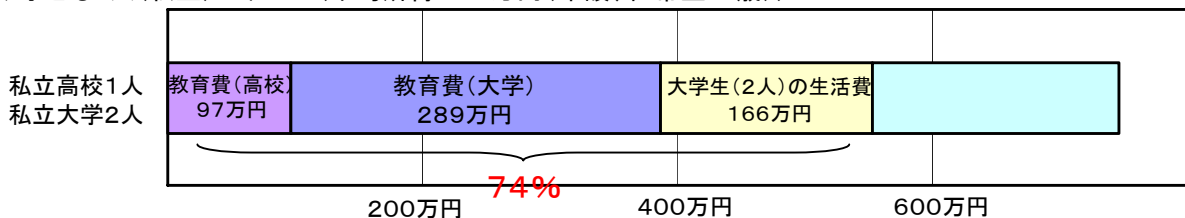
2 高等教育の私費負担割合は諸外国と比較して高い



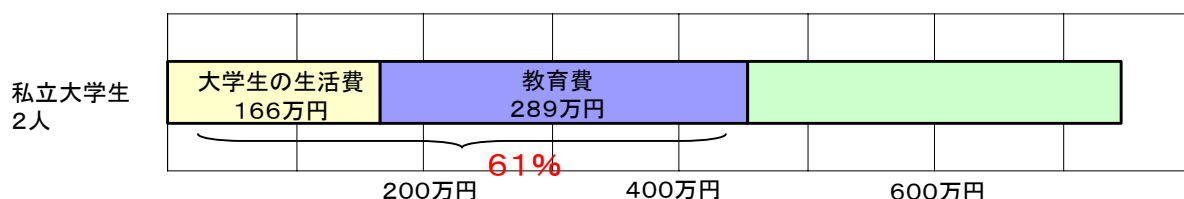
3 大学生のいる世帯の教育費

◆世帯の平均所得に対する教育費の割合は、**子ども3人(高校生1人、大学生2人)の場合約4分の3**、**子ども2人(大学生2人)の場合でも約5分の3**に上る。

◆子ども3人(私立)のケース(平均所得746万円(年額、世帯主50歳))



◆子ども2人(私立)のケース(平均所得746万円(年額、世帯主50歳))



注) 1 「教育費」は、保育料・授業料等の学校納付金、課外活動費、通学費、給食費、補習学習・習い事等の学校外教育費等を含む

2 「学生の生活費」は、食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費等を含む

資料 文部科学省「子どもの学習費調査」(平成16年度)、「学生生活調査」(平成14年度)、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成16年)

【本件担当】

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)

政策企画部政策調査研究課

電話 045-924-0360

FAX 045-924-0376

「平成16年度学生生活調査」結果の概要

標準的な学生生活の経済的状況を把握することにより、国の奨学援助事業の改善充実のための基礎的な資料を得ることを目的として、平成16年11月現在で、全国の大学学部、短期大学本科、大学院修士課程及び博士課程の学生を対象に実施した「平成16年度学生生活調査」の結果の概要である。

【調査対象者51,205人の抽出数に対する有効回答数は31,278人である。(回収率61.1%)】

(注)1.四捨五入した数を使用している表では、内訳の数の合計が、合計欄の数と一致しない場合がある。

2.平成14年度までの数値は文部科学省調べ。

1 学生生活費

【大学学部(昼間部)】

○ 平成14年度調査時の学生生活費は2.0%の減少であったが、今回調査では前回調査に比べ3.8%減少した。

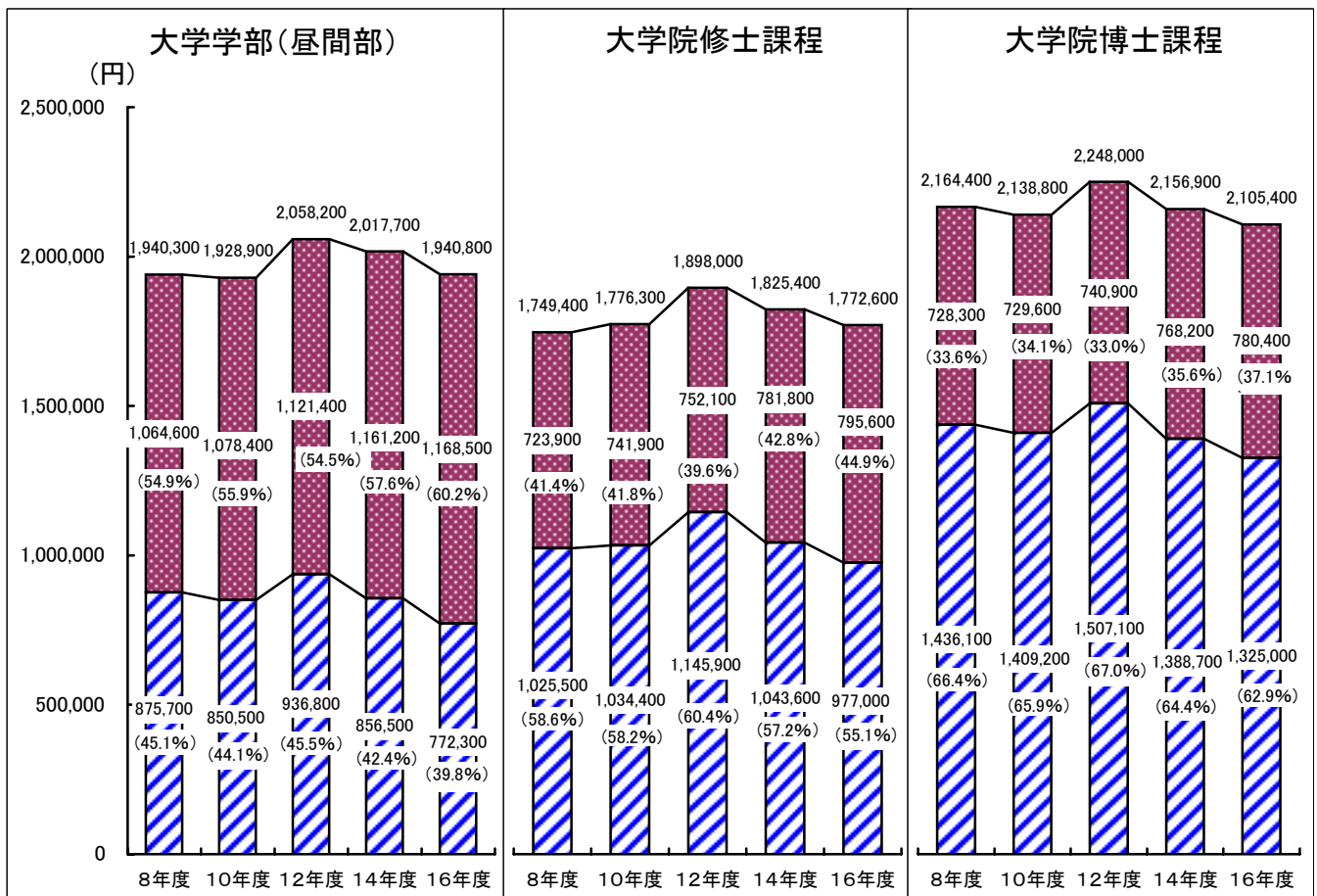
【大学院修士課程】

○ 平成14年度調査時の学生生活費は3.8%の減少であったが、今回調査では前回調査に比べ2.9%減少した。

【大学院博士課程】

○ 平成14年度調査時の学生生活費は4.1%の減少であったが、今回調査では前回調査に比べ2.4%減少した。

■ 学費 ■ 生活費



学生生活費の増減額及び伸び率の推移

- 学費は大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程のいずれも前回調査時に比べ、上昇している。
- また、生活費については大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程のいずれも前回調査時に比べ、下降している。

区 分		6→8		8→10		10→12		12→14		14→16	
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
大学学部 (昼間部)	学費	55,700	(5.5)	13,800	(1.3)	43,000	(4.0)	39,800	(3.5)	7,300	(0.6)
	生活費	38,400	(4.6)	▲25,200	(▲ 2.9)	86,300	(10.2)	▲ 80,300	(▲ 8.6)	▲ 84,200	(▲ 9.8)
	計	94,100	(5.1)	▲11,400	(▲ 0.6)	129,300	(6.7)	▲ 40,500	(▲ 2.0)	▲ 76,900	(▲ 3.8)
大学院 修士課程	学費	33,800	(4.9)	18,000	(2.5)	10,200	(1.4)	29,700	(3.9)	13,800	(1.8)
	生活費	21,700	(2.2)	8,900	(0.9)	111,500	(10.8)	▲ 102,300	(▲ 8.9)	▲ 66,600	(▲ 6.4)
	計	55,500	(3.3)	26,900	(1.5)	121,700	(6.9)	▲ 72,600	(▲ 3.8)	▲ 52,800	(▲ 2.9)
大学院 博士課程	学費	8,400	(1.2)	1,300	(0.2)	11,300	(1.6)	27,300	(3.7)	12,200	(1.6)
	生活費	4,200	(0.3)	▲26,900	(▲ 1.9)	97,900	(7.0)	▲ 118,400	(▲ 7.9)	▲ 63,700	(▲ 4.6)
	計	12,600	(0.6)	▲25,600	(▲ 1.2)	109,200	(5.1)	▲ 91,100	(▲ 4.1)	▲ 51,500	(▲ 2.4)

(注) ()は、前回調査からの伸び率である。

設置者別の学生生活費

○ 大学学部（昼間部）の設置者別の学生生活費の比較

国立が約154万円、私立が約206万円で、私立が国立よりも約52万円高くなっている。これは学費の差によるもので、私立が国立よりも約68万円高くなっている。生活費は、逆に国立が私立よりも約16万円高くなっている。

○ 大学院の設置者別の学生生活費の比較

私立が国立より修士課程で約26万円、博士課程で約33万円高くなっている。内訳として、学費は、私立が国立より修士課程で約44万円、博士課程で約33万円高くなっており、生活費は、修士課程では、国立が私立に比べ約18万円高く、博士課程では、国立と私立ではあまり差はない。

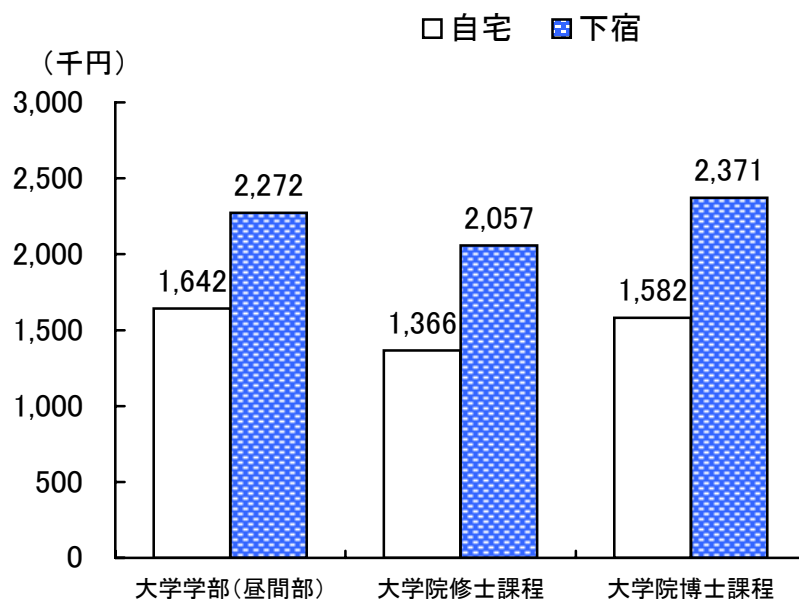
(単位：円)

区 分		学 費			生 活 費			合 計	
		授業料、 その他の 学校納付金	修学費、 課外活動費、 通学費	小 計	食費、 住居・光熱費	保健衛生費、 娯楽・嗜好費、 その他の日常費	小 計		
大 学 学 部	昼 間 部	国 立	494,900	142,800	637,700	595,200	307,700	902,900	1,540,600
		公 立	513,800	145,600	659,400	505,300	297,200	802,500	1,461,900
		私 立	1,143,100	179,400	1,322,500	411,200	328,400	739,600	2,062,100
		平 均	997,300	171,200	1,168,500	449,000	323,300	772,300	1,940,800
	夜 間 部	国 立	253,000	112,400	365,400	444,900	341,900	786,800	1,152,200
		公 立	268,700	130,300	399,000	390,000	338,200	728,200	1,127,200
		私 立	683,500	163,700	847,200	390,400	369,900	760,300	1,607,500
		平 均	594,500	154,000	748,500	398,700	363,900	762,600	1,511,100
短 期 大 学	昼 間 部	国 立	376,500	138,000	514,500	334,400	254,800	589,200	1,103,700
		公 立	399,200	124,600	523,800	327,700	266,100	593,800	1,117,600
		私 立	987,100	162,700	1,149,800	255,300	307,900	563,200	1,713,000
		平 均	939,500	159,700	1,099,200	261,200	304,300	565,500	1,664,700
	夜 間 部	国 立	—	—	—	—	—	—	—
		公 立	239,000	82,800	321,800	220,100	489,900	710,000	1,031,800
		私 立	650,900	138,100	789,000	296,700	361,300	658,000	1,447,000
		平 均	584,100	129,100	713,200	284,200	382,200	666,400	1,379,600
大 学 院	修 士 課 程	国 立	487,200	143,600	630,800	715,800	333,700	1,049,500	1,680,300
		公 立	505,300	171,600	676,900	572,100	332,300	904,400	1,581,300
		私 立	879,700	191,300	1,071,000	534,200	339,900	874,100	1,945,100
		平 均	632,900	162,700	795,600	641,000	336,000	977,000	1,772,600
	博 士 課 程	国 立	466,300	230,300	696,600	874,400	444,200	1,318,600	2,015,200
		公 立	487,100	308,000	795,100	892,100	512,600	1,404,700	2,199,800
		私 立	712,300	309,500	1,021,800	834,600	493,100	1,327,700	2,349,500
		平 均	527,000	253,400	780,400	865,600	459,400	1,325,000	2,105,400
	平 均	国 立	480,500	171,100	651,600	765,900	368,600	1,134,500	1,786,100
		公 立	500,800	206,100	706,900	653,200	377,800	1,031,000	1,737,900
		私 立	846,400	214,700	1,061,100	593,900	370,400	964,300	2,025,400
		平 均	603,900	187,500	791,400	702,500	369,600	1,072,100	1,863,500

*短期大学（国立・夜間部）は調査対象者なし。

2 居住形態別の学生生活費

- 大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程とも下宿通学者の学生生活費は自宅通学者の学生生活費を大きく上回っており、その差は大学学部（昼間部）で約63万円、大学院修士課程で約69万円、博士課程で約79万円である。この差は生活費の中の食費、住居・光熱費によるものである。
- 設置者別で見ると、大学学部（昼間部）では国立の自宅を基準とした場合に、国立の下宿、私立の自宅はともに約1.7倍となっている。また、私立の下宿は約2.4倍となっている。



（単位：円）

区 分			自 宅	下宿・間借、その他
大学学部	昼間部	国立	1,048,100 (100)	1,815,500 (173)
		公立	1,037,900 (99)	1,741,500 (166)
		私立	1,741,800 (166)	2,492,800 (238)
		平均	1,642,200	2,271,800
大学院	修士課程	国立	1,152,300 (100)	1,927,400 (167)
		公立	1,183,100 (103)	1,915,500 (166)
		私立	1,567,200 (136)	2,379,200 (206)
		平均	1,366,200	2,056,900
	博士課程	国立	1,485,400 (100)	2,239,500 (151)
		公立	1,556,000 (105)	2,624,300 (177)
		私立	1,758,100 (118)	2,792,400 (188)
		平均	1,581,900	2,371,000

（注）（ ）は、国立の自宅を基準（100）とした場合の指数である。

3 学生の収入状況

- 平成14年度調査と比べて、大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程いずれも減少している。
- 大学学部（昼間部）では、家庭からの給付が6割以上を占めているのに対し、大学院修士課程では5割、博士課程では2割弱となっており、前回調査と比べて、いずれも家庭からの給付への依存割合が減少し、大学学部（昼間部）と大学院修士課程では奨学金の占める割合が増加している。

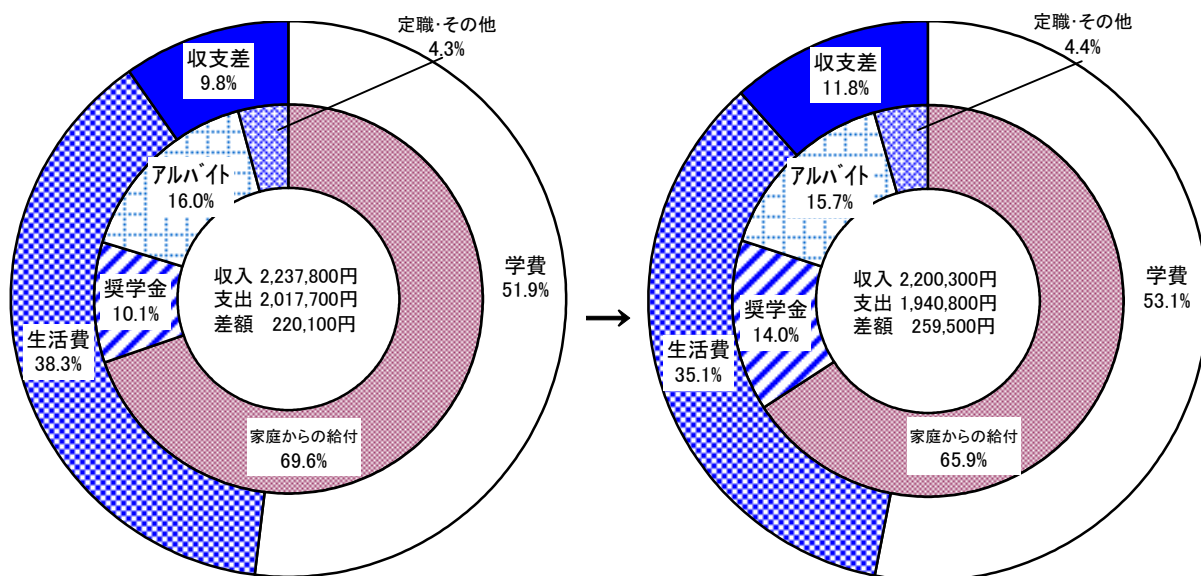
平成14年度

〔内円…収入〕
〔外円…支出〕

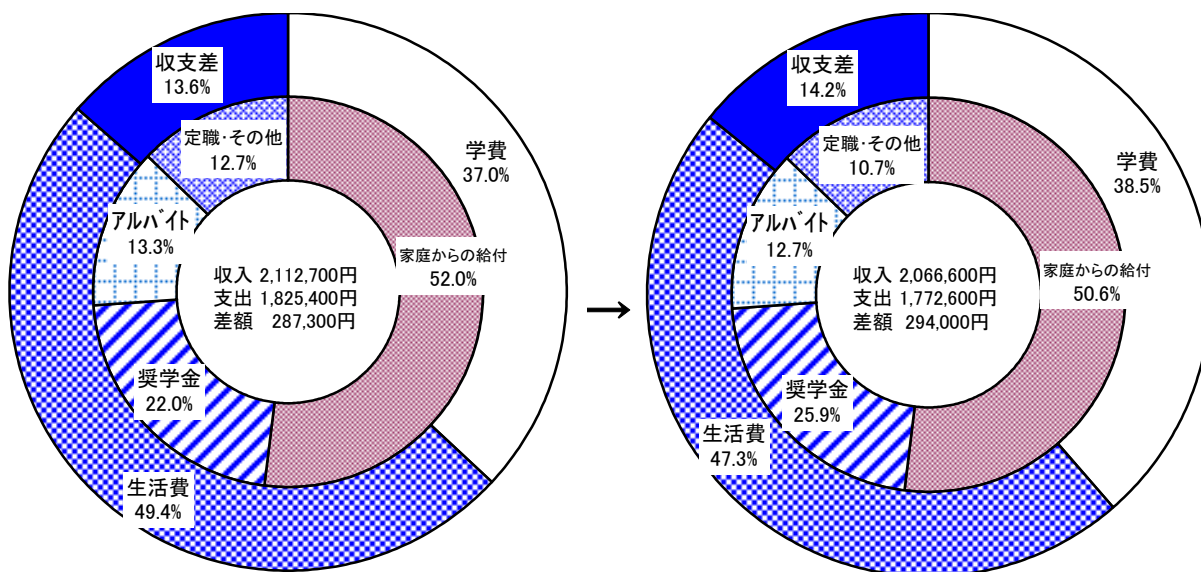
平成16年度

〔内円…収入〕
〔外円…支出〕

【大学学部(昼間部)】



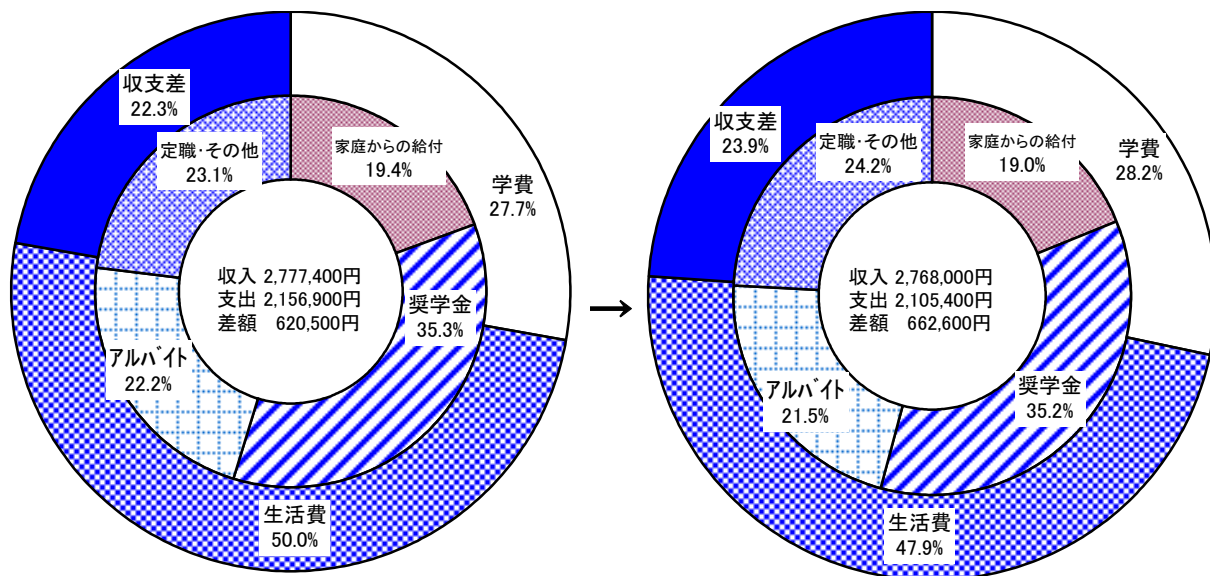
【大学院修士課程】



平成14年度
〔内円…収入〕
〔外円…支出〕

平成16年度
〔内円…収入〕
〔外円…支出〕

【大学院博士課程】



区分	家庭からの給付	奨学金	アルバイト	定職・その他	収入計 (A)	学生生活費 (B)	収支差 (A) - (B)
大学学部 (昼間部)	14	(69.6)	(10.1)	(16.0)	(4.3)	(100.0)	
	16	(65.9)	(14.0)	(15.7)	(4.4)	(100.0)	
大学院 修士課程	14	(52.0)	(22.0)	(13.3)	(12.7)	(100.0)	
	16	(50.6)	(25.9)	(12.7)	(10.7)	(100.0)	
大学院 博士課程	14	(19.4)	(35.3)	(22.2)	(23.1)	(100.0)	
	16	(19.0)	(35.2)	(21.5)	(24.2)	(100.0)	

収入の伸び率の推移

区分	6→8	8→10	10→12	12→14	14→16
大学学部(昼間部)	9.1%	▲0.7%	4.8%	4.1%	▲1.7%
大学院修士課程	7.7%	2.0%	5.6%	2.2%	▲2.2%
大学院博士課程	4.1%	▲1.9%	6.8%	1.7%	▲0.3%

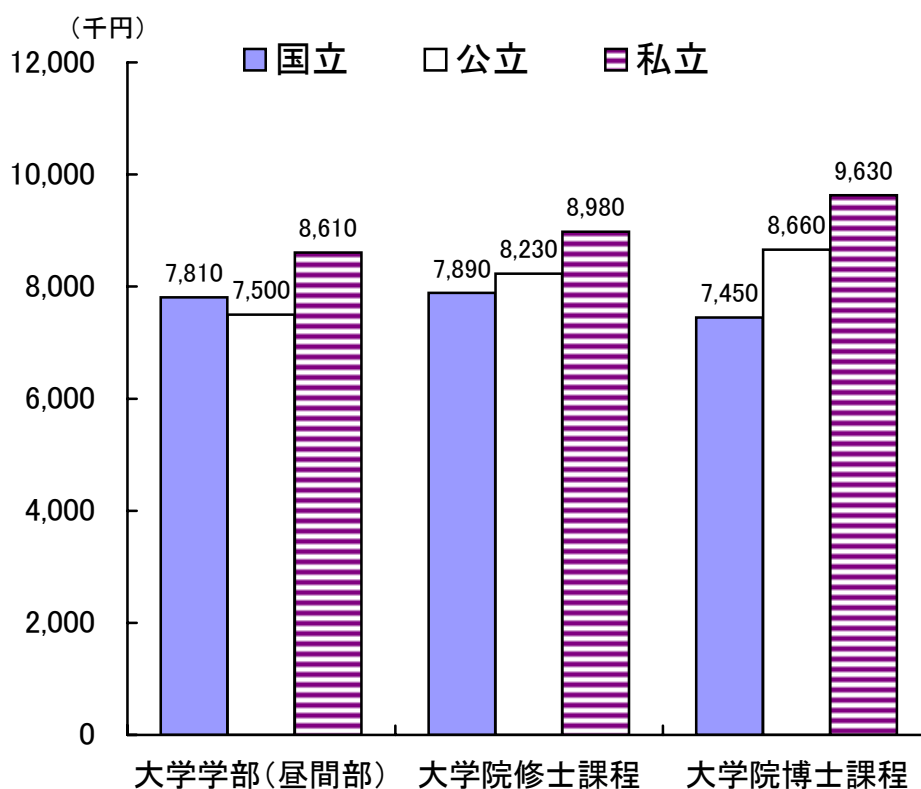
4 家庭の年間平均収入

- 平成14年度調査と比べて、大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程のいずれも収入減となっている。
- 設置者別にみると、大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程のいずれにおいても、私立が一番高く、大学学部（昼間部）では、国立は781万円、私立は861万円となっており、その差は80万円となっている。

(単位：千円)

区 分		大学学部	大 学 院	
		昼間部	修士課程	博士課程
16 年 度	国 立	(▲6.0) 7,810	(▲5.4) 7,890	(▲4.0) 7,450
	公 立	(0.7) 7,500	(6.5) 8,230	(13.1) 8,660
	私 立	(▲6.4) 8,610	(▲10.6) 8,980	(4.1) 9,630
	平 均	(▲6.1) 8,420	(▲6.9) 8,310	(▲0.9) 8,040
参 考	14年度	(▲5.9) 8,970	(▲2.6) 8,930	(▲12.1) 8,110
	12年度	(▲0.5) 9,530	(0.0) 9,170	(▲0.1) 9,230

(注) ()は、前回調査からの上昇率である。



家庭の年間収入階層別にみた学生数の割合

- 45～54歳の世帯主（学生の家庭の世帯主年齢と想定）の五分位階層区分別学生数を大学学部（昼間部）についてみると、国公立ともに第Ⅴ五分位は低い分布を示しているが、私立は第Ⅳ五分位で高い分布を示している。

また、前回調査と比べて、国公立ともに第Ⅱ五分位の割合が減少し、第Ⅰ、第Ⅲ五分位の割合が増加している。

（単位：％）

区 分	第Ⅰ五分位	第Ⅱ五分位	第Ⅲ五分位	第Ⅳ五分位	第Ⅴ五分位
	千円 (～5,171) 5,044千円未満	千円 (5,171～7,012) 5,044千円以上 6,934千円未満	千円 (7,012～8,808) 6,934千円以上 8,588千円未満	千円 (8,808～11,186) 8,588千円以上 10,929千円未満	千円 (11,186～) 10,929千円以上
国 立	(22.3)	(21.5)	(18.1)	(22.2)	(15.9)
	25.8	15.0	24.4	20.8	14.1
公 立	(27.6)	(25.2)	(17.4)	(20.2)	(9.6)
	28.9	15.2	23.1	20.1	12.7
私 立	(19.9)	(21.9)	(17.5)	(23.8)	(16.9)
	23.1	16.0	19.3	26.5	15.1
平 均	(20.7)	(21.9)	(17.6)	(23.3)	(16.5)
	23.8	15.8	20.4	25.2	14.8

（注）（ ）は、平成14年度調査の額及び割合である。

5 アルバイト従事状況

- 平成14年度調査と比べて大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程のいずれも、修学不自由・困難者の割合は減少しているが、アルバイト従事者の割合は全体として大きな変化はない。

(単位：%)

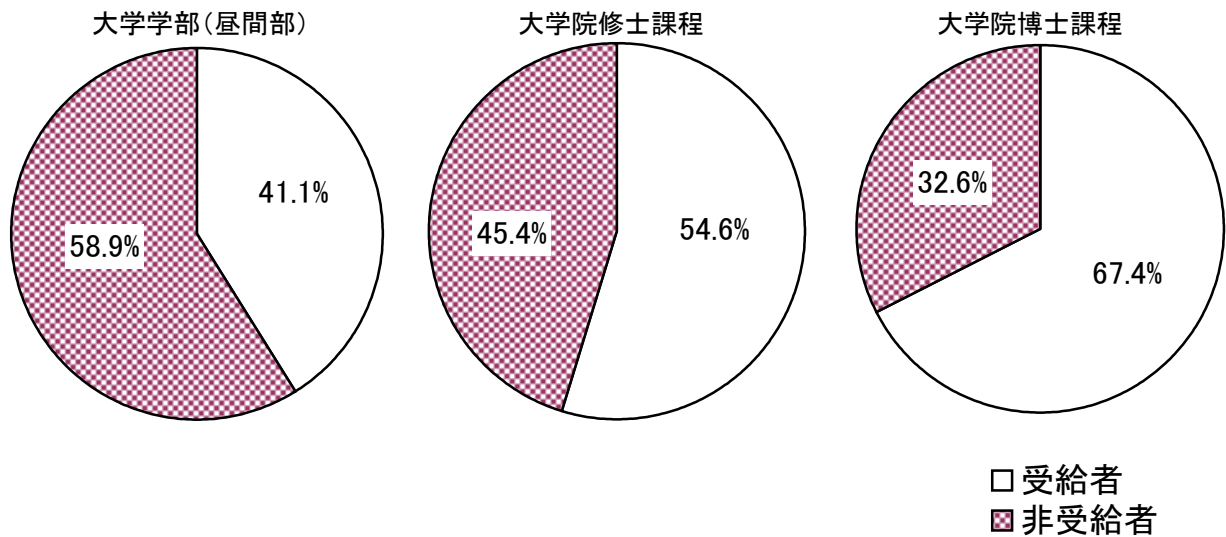
区 分			年 度	
			平成14年度	平成16年度
大学学部 (昼間部)	アルバイト従事者	修学可能	29.7	37.3
		修学不自由・困難	47.1	39.6
		計	76.8	76.8
	アルバイト非従事者	23.2	23.2	
大学院	修士課程 アルバイト従事者	修学可能	21.0	23.8
		修学不自由・困難	47.7	44.9
		計	68.7	68.8
	アルバイト非従事者	31.3	31.2	
大学院	博士課程 アルバイト従事者	修学可能	4.9	8.1
		修学不自由・困難	58.4	53.9
		計	63.3	62.0
	アルバイト非従事者	36.7	38.0	

- (注) 1 「修学可能」とは、家庭からの給付のみで修学可能な者をいう。
 2 「修学不自由・困難」とは、家庭からの給付のみでは修学に不自由、修学継続が困難及び家庭からの給付がない者をいう。

6 奨学金の受給状況

- 全学生のうち、奨学金を受給している者の割合は、平成14年度調査に比べて、大学学部（昼間部）で9.9%、大学院修士課程で6.2%増加している。

大学学部（昼間部）	31.2%→41.1%
大学院修士課程	48.4%→54.6%
大学院博士課程	67.7%→67.4%



Ⅱ：学生に対する経済的支援策

高等教育段階における教育費負担軽減に資する施策

平成18年度予算額（平成17年度予算額）

（1）私学助成

私立大学等経常費補助 3,313億円（3,293億円）

（2）奨学金事業

貸与人員 109万2千人（103万4千人）
事業費総額 7,999億円（7,510億円）

（高等学校等奨学金事業交付金【190億円、8万3千人相当】を含む）

※高等学校等奨学金事業については、平成17年度以降の入学者の分から順次都道府県に移管しており、平成17年度及び18年度の交付金の合計が190億円、8万3千人相当である。

（3）授業料等の減免制度

1 国立大学の場合

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令において、経済的理由等により、授業料等の納付が困難な者に対する免除等経済的負担軽減のための措置を図る旨の規定がされており、全ての国立大学が授業料等の減免制度を設けている。また、運営費交付金の算定に当たっては、授業料等免除についても考慮している。

（平成16年度 減免者数87,008人、免除実施額171億円）

2 私立大学の場合

平成17年度までは、私立大学等経常費補助金（一般補助）において増額措置を実施。

平成18年度から、同補助金（特別補助）において、私立大学が経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免措置等を行う場合に、その2分の1以内を補助する「授業料減免事業等支援経費」を創設。

私立大学等経常費補助金（特別補助）

「授業料減免事業等支援経費」 平成18年度予算額 20億円

（参考）私立大学等経常費補助金（一般補助）の増額措置
（平成17年度まで）

平成16年度 免除実施校 518校

免除実施総額 112億5,000万円

（うち国からの補助額33億6,200万円（29.9%））

奨学金事業の概要

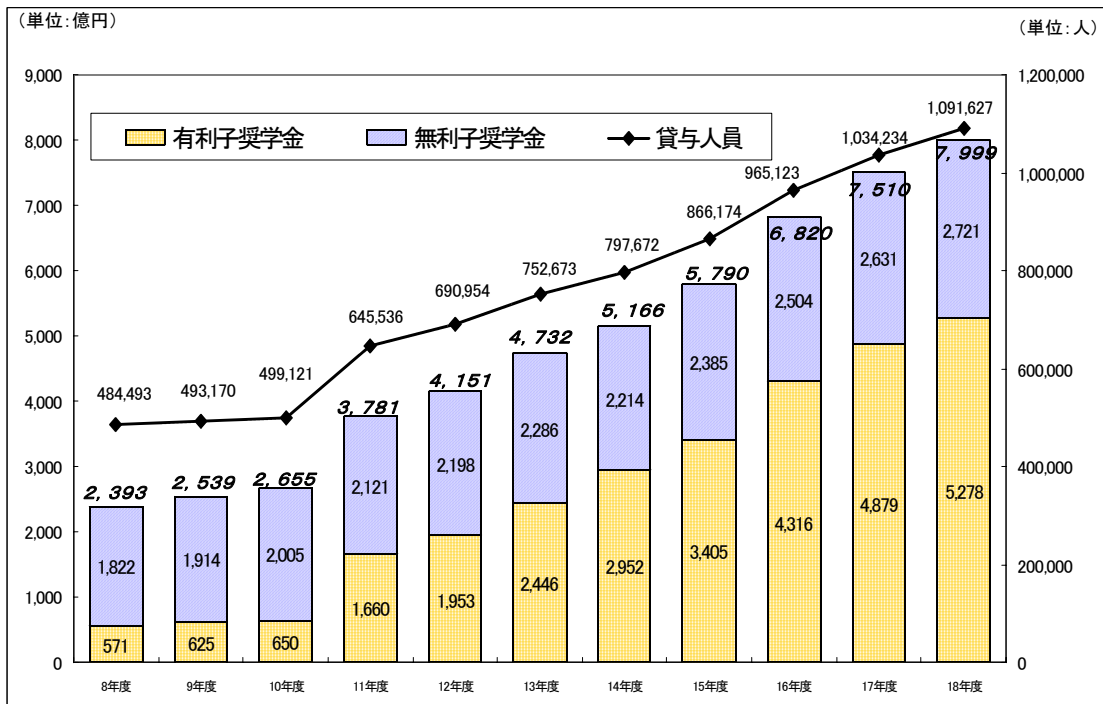
平成18年度予算

貸与人員：109.2万人（5.7万人増）

事業費総額：7,999億円（489億円増）

区 分		無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員		46万人（0.9万人増）	63.1万人（4.8万人増）
事 業 費		2,721億円（90億円増）	5,278億円（399億円増）
うち政府貸付金・ 財政融資資金		（政府貸付金） 813億円（100億円減）	（財政融資資金（機関債1,170億円を含む）） 4,643億円（172億円増）
対 象 学 種		大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 <small>※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管</small>	大学・短大、高専（4・5年生）、 大学院、専修学校専門課程
貸 与 月 額		定 額 （私立大学自宅外通学の場合） 6.4万円（前年度同額）	学生が選択 （大学の場合）3、5、8、10万円
貸与基準	学 力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家 計	997万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,343万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法		卒業後20年以内	卒業後20年以内（元利均等返還）
返 還 利 率		無 利 子	1.6%（上限3%）（在学中は無利子） （7月18日現在）

※無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金分（190億円（98億円増）、8.3万人相当）を含む。



大学院学生に対する主な経済的支援

14

		← 給付型				→ 貸与型	
区分	フェローシップ [°]	ティーチング・アシスタント(TA)		リサーチ・アシスタント(RA)		奨学金	
		国立大学	私立大学	国立大学	私立大学		
制度等	特別研究員事業 (独立行政法人日本学術振興会)	国立学校特別会計 (平成15年度以前)	私立大学等経常費補助金	国立学校特別会計 (平成15年度以前)	私立大学等経常費補助金	奨学金事業 (独立行政法人日本学生支援機構)	
予算額	9, 168百万円 (18年度)	4, 414百万円 (15年度)	1, 500百万円 (18年度)	1, 843百万円 (15年度)	900百万円 (18年度)	1, 063億円 (18年度)	
支援人数	博士	3,820人 (18年度, 数値は予算員数) (5%)	9,281人 (15年度, 数値は予算員数) (13%)	9,091人 (18年度, 数値は予算員数) (4%)	4,267人 (15年度, 数値は予算員数) (6%)	763人 (18年度, 数値は予算員数) (1%)	27,338人 (18年度, 数値は予算員数) (37%)
	修士 専門職 学位		4,384人 (15年度, 数値は予算員数) (3%)				61,132人 (18年度, 数値は予算員数) (34%)

- * 1) 支援人数欄の () 内のパーセンテージは、国公私全体の当該課程在学者(平成17年度)に対する支援人数の割合(参考: 修士課程 164,550人, 専門職学位課程 15,023人, 博士課程 74,907人(平成17年度学校基本調査報告書))
- 2) 各種経済的支援が学生に併給されている場合がある。
- 3) TA, RAの資金としては、運営費交付金や私立大学等経常費補助金に加え、21世紀COEプログラムなども活用されている。
- 4) 私立大学のRA(予算額)は、ポストドクター等分を含む。
- 5) 国立学校特別会計において国立大学・大学共同利用機関に措置されているTA, RA経費については、平成16年度以降法人化に伴い、「国立大学法人運営費交付金」に移行し、各法人の裁量により運用。

【参考】米国における博士課程の大学院学生に対する主要援助措置の状況 (2001(平成13年)年, 科学及び工学分野のみ, フルタイム学生のみ)

区分	フェローシップ [°]	トレーニーシップ [°]	ティーチング・アシスタント(TA)	リサーチ・アシスタント(RA)	その他支援	自己負担
支援人数	32, 176人 (9%)	14, 155人 (4%)	67, 992人 (19%)	99, 724人 (28%)	23, 884人 (7%)	117, 184人 (33%)

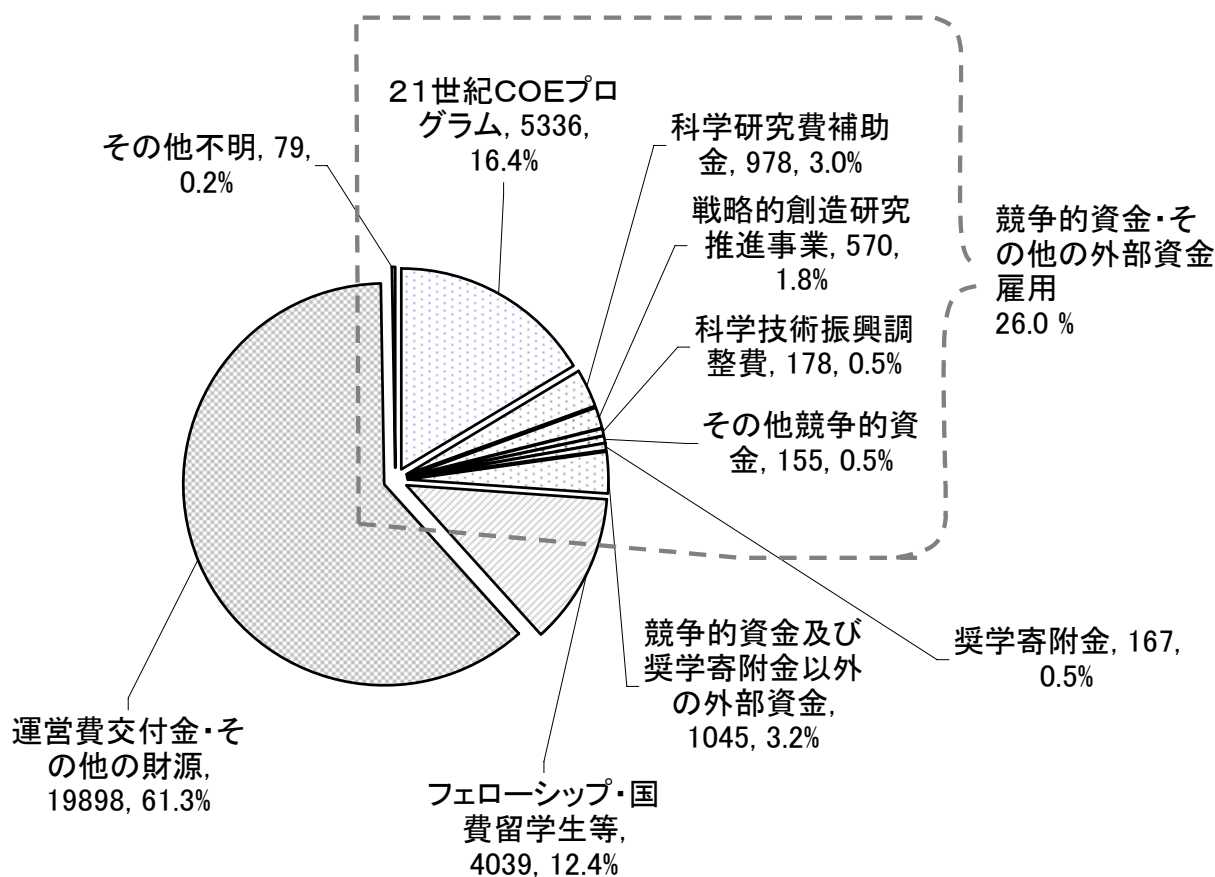
出典: NSF, Science&Engineering Indicator-2004, Appendix table 2-15

* トレーニーシップ …… 特定の教育プログラムを援助するために国が大学に一括して支出する資金(ブロック・グラント)のこと。国は、大学からの申請に応じて対象となる大学を選考し、大学はこの資金を原資として、さらに個別の優秀な学生を選考する。

(参考)博士課程在籍者への経済的支援の財源別内訳
 博士課程に在籍している者で大学等からの経済的支援を受けている者について、支援経費を財源別に示すと以下のとおり。

財源	平成16年度実績		平成17年度見込	
競争的資金・その他の外部資金	8,429	(26.0%)	7,527	(22.4%)
競争的資金	7,217	(22.2%)	7,534	(22.4%)
21世紀COEプログラム	5,336	(16.4%)	5,872	(17.5%)
科学研究費補助金	978	(3.0%)	917	(2.7%)
戦略的創造研究推進事業	570	(1.8%)	419	(1.2%)
科学技術振興調整費	178	(0.5%)	172	(0.5%)
その他競争的資金	155	(0.5%)	154	(0.5%)
奨学寄附金	167	(0.5%)	155	(0.5%)
競争的資金及び奨学寄附金以外の外部資金	1,045	(3.2%)	1,356	(4.0%)
フェローシップ・国費留学生等	4,039	(12.4%)	4,409	(13.1%)
運営費交付金・その他の財源	19,898	(61.3%)	20,000	(59.6%)
その他不明	79	(0.2%)	126	(0.4%)
合計	32,445	(100.0%)	33,580	(100.0%)

第2-2図 博士課程在籍者の財源別内訳
 (平成16年度実績)



国立大学法人の授業料等の仕組み

- 文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。

【平成18年度標準額】	
・授業料：学部・大学院	年額535,800円
：法科大学院	年額804,000円
・入学料：学部・大学院	282,000円

- 省令第10条に基づき、各大学は、「標準額」の110%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。なお、下限は設定していない。

【平成18年度の各大学の授業料設定の状況】	
(1) 標準額と同額を設定	81大学
(2) 標準額と異なる額を設定	6大学
※ 特定の研究科等において、標準額の110%上限を利用した額を設定 (2大学)	

- 国立大学法人運営費交付金の算定には、「標準額」を使用。

(参考)

- 国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）（抄）
（業務の範囲等）
第二十二條（省略）
4 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 国立大学法人法施行規則（平成十五年十二月十九日文部科学省令第五十七号）（抄）
最終改正：平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五号
（国立大学等の授業料その他の費用）
第三条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関しては、他の法令に別段の定めがあるもののほか、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）の定めるところによる。

「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」の概要

標準額

- ① 正規の学生・生徒に係る授業料、入学料、検定料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）について「標準額」を規定。
- ② 2段階選抜に係る検定料については、段階ごとに「標準額」を規定。

授業料等の上限

特別の事情がある場合には、「標準額」によらないことができることとし、その場合の上限（各「標準額」に百分の百十を乗じた額）を規定。

その他の規定事項

① 長期履修学生の授業料の取扱い

通常 of 修業年限在学する学生が納付する授業料総額との均衡等を考慮して法人が定める旨規定。（現行省令のように、詳細な算定方法は規定しない。）

② 授業料等の徴収方法

授業料等それぞれの徴収方法の原則を規定。

（例えば、授業料については、「各年度の授業料は、当該年度において学期等の期間に区分して徴収することを原則とする。」など、その具体的な徴収方法は法人が設定。）

③ 授業料等の免除及び徴収猶予など経済的負担の軽減のための措置

経済的理由により授業料等の納付が困難な者等に対し、授業料等の免除や徴収猶予など経済的負担の軽減のための措置を講ずるものとする旨規定。（その具体的な仕組みについては、法人が設定。）

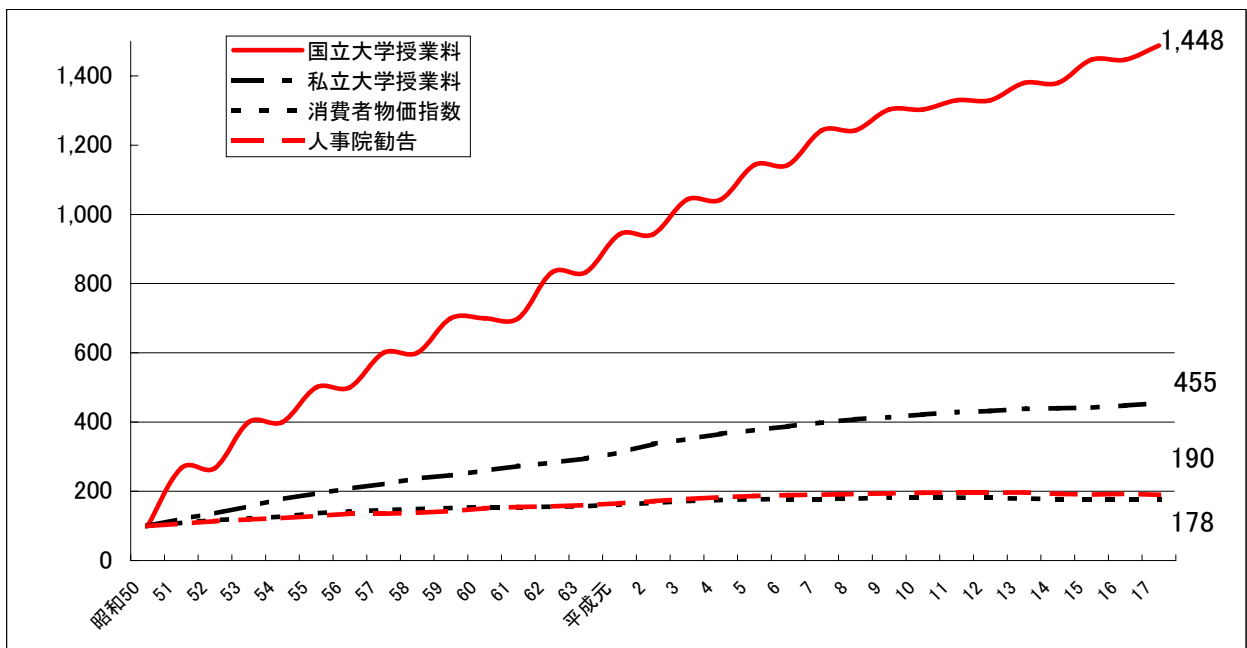
④ その他

科目等履修生や公開講座受講生など非正規生に係る費用及び省令に規定する費用以外の費用については、法人が自由に設定可能。

国立・私立大学の授業料等と各種指標推移

年度	国立大学				私立大学・平均				私立大学 国立大学		消費者 物価 指数	人事院勧告 に基づく 給与改定 勧告率
	授業料		入学料		授業料		入学料		授業料 入学料	指数		
	年額	指数	年額	指数	年額	指数	年額	指数				
昭和50	円 36,000	100	円 50,000	100	円 182,677	100	円 95,584	100	倍 5.1	倍 1.9	100	100
51	96,000	267	↓	↓	221,844	121	121,888	128	2.3	2.4	110	107
52	↓	267	60,000	120	248,066	136	135,205	141	2.6	2.3	117	114
53	144,000	400	↓	↓	286,568	157	157,019	164	2.0	2.6	122	119
54	↓	400	80,000	160	325,198	178	175,999	184	2.3	2.2	127	123
55	180,000	500	↓	↓	355,156	194	190,113	199	2.0	2.4	137	129
56	↓	500	100,000	200	380,253	208	201,611	211	2.1	2.0	142	136
57	216,000	600	↓	↓	406,261	222	212,650	222	1.9	2.1	146	136
58	↓	600	120,000	240	433,200	237	219,428	230	2.0	1.8	149	138
59	252,000	700	↓	↓	451,722	247	225,820	236	1.8	1.9	152	143
60	↓	700	↓	↓	475,325	260	235,769	247	1.9	2.0	155	151
61	↓	700	150,000	300	497,826	273	241,275	252	2.0	1.6	155	155
62	300,000	833	↓	↓	517,395	283	245,263	257	1.7	1.6	156	157
63	↓	833	180,000	360	539,591	295	251,124	263	1.8	1.4	157	161
平成元	339,600	943	185,400	371	570,584	312	256,600	268	1.7	1.4	162	166
2	↓	943	206,000	412	615,486	337	266,603	279	1.8	1.3	167	172
3	375,600	1,043	↓	↓	641,608	351	271,151	284	1.7	1.3	172	178
4	↓	1,043	230,000	460	668,460	366	271,948	285	1.8	1.2	175	183
5	411,600	1,143	↓	↓	688,046	377	275,824	289	1.7	1.2	177	187
6	↓	1,143	260,000	520	708,847	388	280,892	294	1.7	1.1	178	189
7	447,600	1,243	↓	↓	728,365	399	282,574	296	1.6	1.1	178	191
8	↓	1,243	270,000	540	744,733	408	287,581	301	1.7	1.1	179	192
9	469,200	1,303	↓	↓	757,158	414	288,471	302	1.6	1.1	183	194
10	↓	1,303	275,000	550	770,024	422	290,799	304	1.6	1.1	183	196
11	478,800	1,330	↓	↓	783,298	429	290,815	304	1.6	1.1	182	196
12	↓	1,330	277,000	554	789,659	432	290,691	304	1.6	1.1	181	197
13	496,800	1,380	↓	↓	799,973	438	286,528	300	1.6	1.0	179	197
14	↓	1,380	282,000	564	804,367	440	284,828	298	1.6	1.0	178	193
15	520,800	1,447	↓	↓	807,413	442	283,306	296	1.6	1.0	178	191
16	↓	1,447	↓	↓	817,952	448	279,794	293	1.6	1.0	178	193
17	535,800	1,488	↓	↓	830,583	455	280,033	293	1.6	1.0	178	190

- (注) 1. 年度は入学年度である。
 2. 指数欄は、50年度を100とした指数である。
 3. 平成16年度は国が示す標準額である。



Ⅲ：高等教育段階の教育費負担軽減に関する提言、報告（平成18年度）

○ 自民党・厚生労働部会・子育て支援対策小委員会

「今後さらに実現すべき子育て支援対策について（中間とりまとめ）」（平成18年4月27日）（抄）

【今後実現すべき子育て支援対策】

1 子育ての経済的負担を社会全体で分かち合う社会

④ あわせて、子育て家庭の家計をみると、経済的に苦しいのは子どもが低年齢の時期と大学に通う時期であることを踏まえ、

- ・ 育児休業中の給付の在り方も合わせ、親の年齢が若く子どもが低年齢期（特に3歳未満の時期）の支援の強化や、
- ・ 子ども自身が教育費を負担できる奨学金の充実を講じることが必要である。

3 すべての子どもが必要な教育と支援が受けられる社会

③ 高等教育に関する奨学金について、貸与額の引上げや返済時の税制上の優遇措置によりその拡充を図り、希望者全員に貸与し、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境を整える。このことは、自ら学費を負担することによる学生の自立意識を育むことになる。

○ 公明党・少子社会総合対策本部

「少子社会トータルプランー「チャイルドファースト社会の構築を目指して」ー」（平成18年4月27日）（抄）

Ⅲ 子育てを中心に据えた社会システムの構築

三、子育ての総合的な支援

（1）子育ての負担とその軽減

■教育費負担の軽減

現在、高等学校から大学で就学する子どもをもつ家庭に対しては税制における特定扶養控除や奨学金制度により支援がなされていますが、より奨学金制度を拡充し高等教育の負担の軽減を図る必要があります。具体的には、有利子奨学金の利息の上限は3%になっていますが無利子奨学金の枠をより拡大するとともに国が利子補給を行い金利を低減させる必要があります。

（中略）私学助成を充実することにより入学定員だけでなく授業料にも上限を設け、大学としての節度ある運営をめざします。

四、教育

《トータルプランの提案》

○ 高等教育における経済的負担に対する支援については現在特定扶養控除による支援が果たしている役割を考慮しつつ、特定扶養控除を見直す場合には、奨学金制度の対象及び給付額、さらに無利子奨学金の拡大とともに利子補給制度の創設など新たな支援を検討すべきと考えます。

○ 大学の入学金支援や奨学金返還に係る税の優遇、授業料に係る税の優遇等学生本人への支援

が重要です。大学生（18歳以上）については、支援の対象を親から本人へ転換するとの観点から、奨学金制度の拡充の一環として、奨学金の貸与人員の1割程度を対象とする、新たな「給付型奨学金」を創設すべきと考えます。

- 生涯学習の重要性にかんがみ、学ぶ社会人に対する支援も検討すべきです。具体的には、生涯学習費控除制度の創設、授業料減免事業の拡充等、教育に対する幅広い財政的支援が必要と考えます。

○ 自民党文部科学部会・文教制度調査会 学校教育特別委員会 高等学校教育小委員会
「高等学校教育の在り方～高等学校教育小委員会中間報告～」(平成18年5月12日)(抄)

II 高等学校教育の質の向上について

【地方公共団体における高等学校教育への取組の促進】

2. 政策提言

- 高校生が、親の収入に関わらず、自己の選択で大学や専門学校等への進学が決定できるよう、奨学金の改革を進める。また、生徒の自立心を育む観点からも奨学金の充実が必要である。

○ 少子化対策推進会議 少子化対策推進専門委員会

「これからの少子化対策について」(平成18年5月15日)(抄)

第2章「子ども・子育て応援プラン」の課題の検討

第4節 経済的支援

3 子育て費用の負担軽減

子どもの誕生後の経済的支援策としては、児童手当の支給の拡充、保育料や幼稚園費の負担軽減、医療費負担の軽減、在宅の子育て支援のための一時保育等の利用料負担の軽減、高校・大学生に対する奨学金事業の充実が必要である。

(中略)

また、学生・生徒に対する教育費負担の軽減の要望については、大学の授業料等は基本的には本人の負担として、必要な学生・生徒には奨学金の貸与を行うこととし、卒業後の返還が円滑に行われるよう、あわせて税制上の対応を検討すべきである。

○ 少子化対策推進会議

「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日)(抄)

2 新たな少子化対策の推進

IV 中学生・高校生・大学生期

教育費負担の軽減を図るとともに、学生のベビーシッターを養成する。

- ① 奨学金事業の充実

(別表)

(4) 中学生・高校生・大学生期		
教育費負担の軽減を図るとともに、学生のベビーシッターを養成する。		
①奨学金の充実等	子育て家庭に対する税制上の措置を検討するほか、特に経済的負担の重い高等教育段階においては、 <u>事業の健全性を確保しつつ、奨学金の充実等により、子育て家庭の教育費負担を軽減するとともに、子どもにとって、さまざまな高等教育の分野に挑戦する機会を拡大する。</u> その際、扶養控除の見直しとの関係にも留意しつつ、あわせて、 <u>学生・生徒の奨学金返還時の税制上の優遇措置を検討する。</u>	財務省 文部科学省

○ 自民党女性局 「子どもHAPPYプロジェクト」(平成18年6月20日)(抄)

3. 調査結果

【アンケート結果概要】 * 要望の多い順

1. 教育費負担の軽減(奨学金事業を一層拡充する等) …29%

- ※ 40代が多い。
- ※ 男性が多い。(差: 5.38%)
- ※ 既婚、離死別が多い。(特に離死別)
- ※ 子どもがいる層がかなり多い。(差: 8.34%)
- ※ 働いている層が多い。(差: 5.92%)

4. 政策提言

【子どもを育てやすい環境整備の実現】

①奨学金事業の一層の拡充

アンケートの中で“教育費負担の軽減”を求める声が最も多く、この経済的不安を払拭する必要がある。「学費は将来の自分が払う」ことを基本として、利用しやすい制度(貸与基準の緩和や返還金の税制優遇措置)を確立するなど、現在の奨学金事業をさらに拡充する。

○ 経済財政諮問会議 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)(抄)

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

①ヒト: 「人財立国」の実現(世界的ブレインサイクルの取り込み)

- ・「人間力」「社会人基礎力」の養成強化、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等による産学双方向の人材流動化、官官・官民の水平移動を進め、競争的資金の拡充、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。

IV：学生への経済的支援に係る課題とその対応

○ 家計の高等教育費負担の軽減のための多様な経済的支援の充実

家計における高等教育費の負担が重くなっている現状を踏まえ、高等教育の機会の均等を図る観点から、多様な経済的支援を充実することが必要である。

【対応策】

- ・ 無利子奨学金など日本学生支援機構の奨学金事業の充実
- ・ 親・学生に対する税制面からの支援
- ・ 授業料減免の充実 等

○ 社会人学生、大学院等高度人材養成のための経済的支援の充実

国際競争力向上のための高度な人材養成の拠点としての大学院の充実に資するとともに、社会人等を対象とした「学び直し」の機会の提供など再チャレンジができる環境整備の観点から、大学院を中心とした学生・研究者に対する経済的支援を充実する必要がある。

【対応策】

- ・ 専門職大学院で学ぶ学生に対する奨学金の充実
- ・ TA、RAなど教育研究補助を行う学生に対する給付の充実 等

○ 日本学生支援機構の奨学金事業の利便性の向上と健全性の確保

日本学生支援機構の奨学金事業の規模・貸与学生数が拡大している現状を踏まえ、奨学金事業における学生の利便性を一層向上させるとともに、奨学金事業が継続的に行われるよう健全性を確保する必要がある。

【対応策】

- ・ 有利子奨学金の低利な貸与利率の維持
- ・ 奨学生に対するサービスの充実
- ・ 奨学金債権の回収強化策の促進 等

○ 大学、民間団体等による多様な奨学事業の普及・奨励

貸与奨学金の返還時の負担に不安を持つ経済的に困難な学生のための給付奨学金、優れた人材育成に資するための成績優秀学生に対する育英奨学金など、学生のニーズに応じた多様な奨学事業を提供するため、大学や公益法人等の行う独自の奨学事業を普及・奨励する必要がある。

【対応策】

- ・ 大学等の行う優れた奨学事業の取り組みの奨励
- ・ 奨学事業を実施する大学・公益法人等に対する税制上の優遇措置の充実 等